

2010年3月3日

各位

会社名 住友商事株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 進
(コード番号 8053 東証第一部)
問合せ先 広報部長 鈴木 久和
(TEL : 03-5166-3100)

住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けに関する追加開示及び「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

住友商事株式会社(取締役社長:加藤 進、本社:東京都中央区、以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、2010年2月15日付公表の「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に関し、当社が2010年2月18日に、KDDI グローバル・メディア・エルピー(2010年2月18日に「住商/エルジーアイ・スーパーメディア・エルピー」から「スーパー・メディア・ジャパン・エルピー」へと名称が変更され、さらに、対象者によれば、2010年2月26日に「KDDI グローバル・メディア・エルピー」へと名称が変更されております。)より当社持分に相当する株式会社ジュピターテレコム(以下、「対象者」といいます。)株式である1,648,402株の分配を予定どおり受けたこと、「2. 買付け等の概要」の「(6) 買付け等による株券等所有割合の異動」において未定としておりました記載事項「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」が確定したこと、対象者より、2010年3月2日付で「住友商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」が公表されたこと、並びに記載事項の一部に修正があったこと等に伴い、上記「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせします。

記

訂正箇所には下線を付しております。なお、確定前の文章における「本日」は2010年2月15日を指し、確定後の文章における「本日」は2010年3月3日を指します。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要
(確定前)

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所(以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。)にその株式を上場している対象者に係る当社保有株式数を増加させ、もって対象者への更なる経営支援を図ることを目的として、(i)対象者株式459,147株(対象者の総株主等の議決権の数(2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から、同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数に係る議決権の数(6,859,598個)に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式に係る議決権の数(85,182個)を加えた6,944,780個となります。)に対する所有株式数等に係る議決権の割合(以下、「議決権保有割合」といいます。)が34.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数(2,361,225株)から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数及び分配予定株式数(下記「(2) 本公開買付けの背景及び実施する理由」に定義されます。以下同じ。)の合計株式数(1,902,078株)を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の下限」といいます。)を下限とし、(ii)

対象者株式 875,834 株（議決権保有割合が 40.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数（2,777,912 株）から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数及び分配予定株式数の合計株式数（1,902,078 株）を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の上限」といいます。）を上限として対象者株式を取得するため、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（中略）

また、本日現在、対象者より本公開買付けに対する意見は表明されておりませんが、当社としては、本プレスリリース公表後、対象者に本公開買付けの概要、背景及び実施する理由を説明のうえ、対象者からご賛同いただけるよう努めていく所存です。

（確定後）

当社は、2010年2月15日開催の当社取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）にその株式を上場している対象者に係る当社保有株式数を増加させ、もって対象者への更なる経営支援を図ることを目的として、(i)対象者株式 459,147 株（対象者の総株主等の議決権の数（2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数 6,939,598 株から、同日現在の対象者の保有する自己株式 80,000 株を控除した株式数に係る議決権の数（6,859,598 個）に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式に係る議決権の数（85,182 個）を加えた 6,944,780 個となります。）に対する所有株式数等に係る議決権の割合（以下、「議決権保有割合」といいます。）が 34.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数（2,361,225 株）から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数（1,902,078 株）を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の下限」といいます。）を下限とし、(ii)対象者株式 875,834 株（議決権保有割合が 40.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数（2,777,912 株）から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数（1,902,078 株）を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の上限」といいます。）を上限として対象者株式を取得するため、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

（中略）

他方で、対象者は2010年3月2日開催の対象者取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨決議しております。

なお、対象者の取締役のうち大澤善雄は当社の取締役を、中村仁は当社の執行役員をそれぞれ兼任しており、林正俊は当社の従業員であるため、いずれも利益相反回避の観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての審議及び決議に参加せず、対象者取締役の立場において当社との協議・交渉に参加していません。また、対象者の監査役4名のうち当社の従業員である長瀬仁は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることも差し控えております。

（2）本公開買付けの背景及び実施する理由

（確定前）

（中略）

なお、スーパーメディアについては、当社及びLGI間の2009年10月23日付けリミテッド・パートナーシップ契約（以下、「スーパーメディア組合契約」といいます。）及び関連する手続によって、デラウェア州法上のリミテッド・パートナーシップへの組織変更を完了しており、その現在の名称は「住商／エルジーアイ・スーパーメディア・エルピー」となっております。

（中略）

当社は、数年間にわたり、LGIとの間で2010年2月以降の対象者への関与のあり方について議論を続けてまいりましたが、LGIが当社とのスーパーメディアを通じた合弁関係の解消を強く希望するに至ったため、最終的に、当社とLGIとの間で2010年2月18日の期限を延長する合意はなされず、LGIはスーパーメディア組合契約の定めに従いスーパーメディアを継続させる権利を行使し、他方、当社は同契約の定めに従い対象者株式の分配を受けてスーパーメディアから脱退し、もってスーパーメディアを通じた合弁関係は解

消されることとなりました。これに伴い、当社は、2010年2月18日に、スーパーメディアより当社持分に相当する対象者株式である1,648,402株（以下、「分配予定株式数」といいます。）の分配を受ける予定であるため、2010年2月18日時点において対象者株式1,902,078株（2009年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（6,939,598株）に対する所有株式数等の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）27.41%）を直接保有する株主となる予定です。

このように、2010年2月18日をもって、当社は株式所有割合27.41%に相当する対象者株式を直接保有する大株主となる予定ですが、筆頭株主ではないこともあり、スーパーメディア組合契約が存在した時点と比較して、対象者への経営支援を引き続き実行することが容易ではなくなる懸念が生じています。更に、対象者を取り巻く経営環境は、衛星放送会社や通信事業者との競争激化や、米国におけるサブプライムローン問題に端を発する昨今の全世界的な景気後退の影響を受けた消費者の購買意欲の低下等により依然として厳しさを増しており、迅速且つ適切な当社による経営支援が、より一層対象者の経営に資する状況にあると考えております。

（中略）

なお、当社は、現在、2010年2月18日まで有効であるスーパーメディア組合契約に基づき、2009年3月25日開催の対象者における定時株主総会の承認を経て、当社の役職員である大澤善雄、中村仁及び林正俊の3名を対象者の非常勤取締役として、また、長瀬仁を非常勤監査役としてそれぞれ派遣しています。加えて、林正俊を対象者の子会社である株式会社ジェイコム福岡の非常勤取締役として、当社の職員である御子神大介を、同株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム東京及び株式会社ジェイコムウエスタの非常勤取締役としてそれぞれ派遣しております。

（確定後）

（中略）

なお、スーパーメディアについては、当社及びLGI間の2009年10月23日付けリミテッド・パートナーシップ契約（以下、「スーパーメディア組合契約」といいます。）及び関連する手続によって、デラウェア州法上のリミテッド・パートナーシップへの組織変更を完了し、その名称を「住商／エルジーアイ・スーパーメディア・エルピー」と変更し、2010年2月18日にその名称を「スーパー・メディア・ジャパン・エルピー」と更に変更しております。さらに、対象者によれば、スーパーメディアは2010年2月26日にその名称を「KDDIグローバル・メディア・エルピー」に変更したとのことです。

（中略）

当社は、数年間にわたり、LGIとの間で2010年2月以降の対象者への関与のあり方について議論を続けてまいりましたが、LGIが当社とのスーパーメディアを通じた合弁関係の解消を強く希望するに至ったため、最終的に、当社とLGIとの間で2010年2月18日の期限を延長する合意はなされず、LGIはスーパーメディア組合契約の定めに従いスーパーメディアを継続させる権利を行使し、他方、当社は同契約の定めに従い対象者株式の分配を受けてスーパーメディアから脱退し、もってスーパーメディアを通じた合弁関係は解消されることとなりました。これに伴い、当社は、2010年2月18日に、スーパーメディアより当社持分に相当する対象者株式である1,648,402株の分配を受けたため、本日現在において対象者株式1,902,078株（2009年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（6,939,598株）に対する所有株式数等の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）27.41%）を直接保有する株主となっています。

このように、2010年2月18日をもって、当社は株式所有割合27.41%に相当する対象者株式を直接保有する大株主となっておりますが、筆頭株主ではないこともあり、スーパーメディア組合契約が存在した時点と比較して、対象者への経営支援を引き続き実行することが容易ではなくなる懸念が生じています。更に、対象者を取り巻く経営環境は、衛星放送会社や通信事業者との競争激化や、米国におけるサブプライムローン問題に端を発する昨今の全世界的な景気後退の影響を受けた消費者の購買意欲の低下等により依然として厳しさを増しており、迅速且つ適切な当社による経営支援が、より一層対象者の経営に資する状況にあると考えております。

（中略）

当社は、本公開買付けを2010年2月15日に公表して以降、本公開買付けの背景、実施する理由及び本公開買付け後の経営方針等について対象者に対し説明のうえ協議を行いました。協議の中で、対象者より、2010年2月19日にKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）がLGIグループから対象者株式を直接又は間接に保有する中間持株会社3社の持分全てを譲り受け、株式所有割合にして30.75%を間接的に保有する大株主となったことに関連して、今後継続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、対象者並びに大株主である当社及びKDDIの3社が事業上の協力関係を構築することが重要であり、シナジー効果を得るための事業上の協力について、本公開買付けの終了後に3社間で協議を行いたい方針である旨の説明を受けました。当社とKDDIとの間では、これまでにそのような協議は一切行われておりませんが、当社は対象者に対し当該方針について異存ない旨回答しております。

その上で、対象者は本公開買付けについて慎重に検討を行い、2010年3月2日開催の対象者取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨決議しております。なお、対象者の取締役のうち大澤善雄は当社の取締役を、中村仁は当社の執行役員をそれぞれ兼任しており、林正俊は当社の従業員であるため、いずれも利益相反回避の観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての審議及び決議に参加せず、対象者取締役の立場において当社との協議・交渉に参加していません。また、対象者の監査役4名のうち当社の従業員である長瀬仁は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることも差し控えております。

なお、当社は、現在、2010年2月18日まで有効であったスーパーメディア組合契約に基づき、2009年3月25日開催の対象者における定時株主総会の承認を経て、当社の役職員である大澤善雄、中村仁及び林正俊の3名を対象者の非常勤取締役として、また、2008年3月27日開催の対象者における定時株主総会の承認を経て、同長瀬仁を非常勤監査役としてそれぞれ派遣しています。

加えて、林正俊を対象者の子会社である株式会社ジェイコム福岡の非常勤取締役として、当社の職員である御子神大介を、同株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム東京及び株式会社ジェイコムウエストの非常勤取締役としてそれぞれ派遣しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(訂正前)

(中略)

⑦ 大株主及び持株比率 (2009年6月30日現在)	住商/エルジーアイ・スーパー・メディア・エルエルシー	57.46%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	4.17%
	住友商事株式会社	3.66%
	リバティール グローバル ジャパン ツール、エルエルシー (常任代理人 JP モルガン証券株式会社)	3.66%
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	1.92%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.79%
	ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティール (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.35%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.15%

	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラー アカウント（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式 会社）	1.07%
	全国共済農業共同組合連合会（常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社）	1.07%

(後略)

(訂正後)

(中略)

⑦ 大株主及び持株比率 (2009年6月30日現在)	住商/エルジーアイ・スーパー・メディア・エルエルシー	57.46%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパ ニー（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町 証券決済業務室）	4.17%
	住友商事株式会社	3.66%
	リバティアー グローバル ジャパン ツアー、エルエルシー （常任代理人 JP モルガン証券株式会社）	3.66%
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント（常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室）	1.92%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.79%
	ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー） アカ ウント ノン トリーティアー（常任代理人 香港上海銀行東 京支店）	1.35%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.15%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーア ccount（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式 会社）	1.07%
	全国共済農業協同組合連合会（常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社）	1.07%

(後略)

(確定前)

(中略)

⑧ 公開買付者と対象者の 関係	資本関係	当社は、本日現在、 <u>253,676株</u> （株式所有割合にして <u>3.66%</u> ）を直接保有しております。なお、 <u>2010年2月18</u> <u>日</u> をもって、 <u>分配予定株式数の対象者株式の分配を受ける</u> <u>結果、1,902,078株</u> （株式所有割合にして <u>27.41%</u> ）を直接 保有する予定です。
--------------------	------	---

(後略)

(確定後)

(中略)

⑧ 公開買付者と対象者の 関係	資本関係	当社は、本日現在、 <u>1,902,078株</u> （株式所有割合にして <u>27.41%</u> ）を直接保有しております。
--------------------	------	---

(後略)

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

(訂正前)

本公開買付けにおける買付価格である 1 株当たり 139,500 円は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。）が行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、決定されたものです。

(中略)

また、当社が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した事業計画及び財務予測を基に、ゴールドマン・サックスは、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）及び類似取引比較法による分析を含む、財務分析を行いました。市場株価平均法を用いた分析においては、ゴールドマン・サックスは 2010 年 2 月 12 日を基準とし、対象者の株価終値の 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月平均並びに基準日の株価終値を検討しました。2010 年 2 月 15 日に当社取締役会に対して提示されたこれらの分析においては、市場株価平均法で 84,039～91,141 円、対象者の 1 株当たり株式価値は類似会社比較法で 83,418 円～131,742 円、DCF 法で 113,995 円～188,950 円、類似取引比較法で 141,030 円～145,240 円のレンジが対象者の株式価値の分析結果として示されました。ゴールドマン・サックスの財務分析は、2010 年 2 月 12 日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

なお、当社は、本日現在において対象者株式 253,676 株（株式所有割合にして 3.66%） を直接保有しています。また、当社は 2010 年 2 月 18 日をもって、分配予定株式数の対象者株式の分配を受ける結果、対象者株式 1,902,078 株（株式所有割合にして 27.41%） を保有する予定です。

その上で、当社は、ゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010 年 2 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 139,500 円 とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における 2010 年 2 月 12 日の普通取引終値の 92,900 円に対して約 50.16%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ）、過去 1 ヶ月間（2010 年 1 月 13 日から 2010 年 2 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 91,141 円に対して 53.06%、過去 3 ヶ月間（2009 年 11 月 13 日から 2010 年 2 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 86,237 円に対して 61.76%、過去 6 ヶ月間（2009 年 8 月 13 日から 2010 年 2 月 12 日まで）の普通取引終値の単純平均値 84,039 円に対して 65.99%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(訂正後)

本公開買付けにおける買付価格（以下、「本買付価格」といいます。）である 1 株当たり 139,500 円は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。）が行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しに加え、対象者及び対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業における直近の M&A 取引事例における取引価格や取引価値に対する収益性等を示す財務指標の倍率等の分析並びに過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、決定されたものです。

(中略)

また、当社が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した事業計画及び財務予測を基に、ゴールドマン・サックスは、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）及び類似取引比較法による分析を含む、財務分析を行いました。市場株価平均法を用いた分析においては、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準とし、対象者の株価終値の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月平均並びに基準日の株価終値を検討しました。2010年2月15日に当社取締役会に対して提示されたこれらの分析においては、市場株価平均法で84,039円～91,141円、対象者の1株当たり株式価値は類似会社比較法で83,418円～131,742円、DCF法で113,995円～188,950円、類似取引比較法で141,030円～145,240円のレンジが対象者の株式価値の分析結果として示されました。

市場株価平均法では、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準日とする対象者のジャスダック証券取引所における株式の基準日終値(92,900円)、直近1ヶ月平均(2010年1月13日から2010年2月12日までの普通取引終値の単純平均値91,141円)、直近3ヶ月平均(2009年11月13日から2010年2月12日までの普通取引終値の単純平均値86,237円)、直近6ヶ月平均(2009年8月13日から2010年2月12日までの普通取引終値の単純平均値84,039円)株価について検討しました。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を84,039円から91,141円と分析しております。

類似会社比較法では、ゴールドマン・サックスは対象者の一定の財務情報と一定の通信関連公開企業の類似財務情報、比率、上場市場における取引倍率について比較、検討しました。選定した通信関連公開企業は必ずしも対象者と完全に類似する企業ではありませんが、上場しており、且つ一定の事業が対象者の一定の事業と類似していると考えられることから、分析の目的のために選定しています。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を83,418円から131,742円と分析しております。

ゴールドマン・サックスは当社が作成した対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画及び財務予測に基づいてDCF法による分析を行っています。DCF法ではゴールドマン・サックスは対象者の株式価値につき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定のレンジの割引率で割り引いて1株当たり株式価値の現在価値を分析しました。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を113,995円から188,950円と分析しております。

類似取引比較法では、ゴールドマン・サックスは、対象者及び対象者と類似する事業を有する企業における一定のM&A取引事例の一定の財務情報を分析の目的のために選定し、分析しました。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を141,030円から145,240円と分析しております。

ゴールドマン・サックスの財務分析は、本買付価格決定日の直前の取引日である2010年2月12日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。当社の依頼を受けて対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから開示・免責事項等に関して補足説明を受けております。詳細は(注)をご参照ください。

なお、当社は、本日現在において対象者株式1,902,078株(株式所有割合にして27.41%)を直接保有しております。

その上で、当社は、ゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しに加え、対象者及び対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業における直近のM&A取引事例における取引価格や取引価値に対する収益性等を示す財務指標の倍率等の分析並びに過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15

日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

なお、本買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における本買付価格決定日の直前の取引日である2010年2月12日の普通取引終値の92,900円に対して約50.16%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ）、過去1ヶ月間（2010年1月13日から2010年2月12日まで）の普通取引終値の単純平均値91,141円に対して53.06%、過去3ヶ月間（2009年11月13日から2010年2月12日まで）の普通取引終値の単純平均値86,237円に対して61.76%、過去6ヶ月間（2009年8月13日から2010年2月12日まで）の普通取引終値の単純平均値84,039円に対して65.99%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、2010年2月15日の当社による本公開買付けにかかる公表の後、対象者の株価は上昇しております。そのため、本買付価格である139,500円は、対象者株式のジャスダック証券取引所における公開買付届出書提出日の直近の取引日である2010年3月2日における普通取引終値の104,600円に対して約33.37%、過去1ヶ月間（2010年2月3日から2010年3月2日まで）の普通取引終値の単純平均値99,426円に対して40.30%、過去3ヶ月間（2009年12月3日から2010年3月2日まで）の普通取引終値の単純平均値91,175円に対して53.00%、過去6ヶ月間（2009年9月3日から2010年3月2日まで）の普通取引終値の単純平均値86,278円に対して61.69%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）「開示・免責事項等に関する補足説明」について詳細は（注）をご参照いただく形となっておりますが、2010年2月15日付公表の「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」「②算定の経緯」の後段に記載する（注）の内容から修正された内容はありませぬので、本プレスリリースには記載しておりませぬ。「開示・免責事項等に関する補足説明」につきましては2月15日付公表の上記プレスリリースの当該箇所をご参照ください。

②算定の経緯

（訂正前）

当社は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを勘案し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

（後略）

（訂正後）

当社は、1984年に新規事業としてメディア事業に進出して以来約20年以上にわたり、日本における当該事業の普及・拡大に取り組んでまいりました。当社がケーブルテレビ事業に参画した当初、ケーブルテレビ事業は、市区町村単位毎の運営制限・同一資本の広域事業展開の禁止、中央資本の出資等の法的制限がありましたが、1993年の有線テレビジョン放送法の規制緩和により、同一資本によるケーブルテレビ局の広域運営及び外資規制の緩和が認められたことをきっかけに、1995年、現LGIを事業パートナーとして日本で初めて複数のケーブルテレビ局を統括運営する対象者を共同で設立し、LGIとの共同運営を開始いたしました。

他の衛星放送会社や通信事業者との競争が厳しくなっていく中、M&Aを中心とした更なる事業基盤の拡大や、デジタル化等将来に向けた設備投資の実施、負債圧縮によるバランスシートの改善、優秀な人材の雇用等が必要と考え、当社は、2005年3月に対象者株式をジャスダック証券取引所に上場することに株主として同意しました。この対象者株式の上場之际、対象者を連結子会社としたいとのLGIの意向を受け入れつつ、他方で、当社及びLGIが引き続き共同して対象者の経営に関与することを可能にするため、共同持株会

社であるスーパーメディアを設立し、同社を通じて対象者株式を間接的に保有することとするため、スーパーメディア運営契約を締結しました。

一方、上記のスーパーメディア運営契約及びその主要な条項を引き継いだスーパーメディア組合契約において、当社とLGIとの間で別途期限を延長する合意がない限り、2010年2月18日にスーパーメディアの解散事由が発生し、その後スーパーメディアは清算手続に入るか、あるいは当社に対象者株式を分配して継続することとされておりました。当社とLGIの間では、数年間にわたって2010年2月以降の対象者への関与のあり方について議論を続けてまいりましたが、LGIが当社とのスーパーメディアを通じた合弁関係の解消を強く希望するに至ったため、最終的に、当社とLGIとの間で2010年2月18日の期限を延長する合意はなされず、2010年2月18日にスーパーメディアより当社持分に相当する対象者株式である1,648,402株の分配を受けたことにより、当社は株式所有割合27.41%に相当する対象者株式を直接保有する大株主となるに至りました。

こうした状況の中、当社は筆頭株主ではないこともあり、スーパーメディア組合契約が存在した時点と比較して、対象者への経営支援を引き続き実行することが容易ではなくなる懸念が生じています。更に、対象者を取り巻く経営環境は、衛星放送会社や通信事業者との競争激化や、米国におけるサブプライムローン問題に端を発する昨今の全世界的な景気後退の影響を受けた消費者の購買意欲の低下等により依然として厳しさを増しており、迅速且つ適切な当社による経営支援が、より一層対象者の経営に資する状況にあると考え、本公開買付けを行うことが不可欠であるとの判断に至ったことから、当社は以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に財務分析を依頼した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者としての財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の株式価値の財務分析を依頼しました。

(ii) 当該財務分析の概要

当社が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した事業計画及び財務予測を基に、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準日とする市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法及び類似取引比較法を用いて対象者の株式価値の財務分析を行っており、各手法において算定された対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法 84,039円から91,141円
類似会社比較法 83,418円から131,742円
DCF法 113,995円から188,950円
類似取引比較法 141,030円から145,240円

(iii) 当該財務分析を踏まえて本買付価格を決定するに至った経緯

当社は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しに加え、対象者及び対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業における直近のM&A取引事例における取引価格や、収益性等を示す財務指標に対する取引価値の倍率並びに過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

(後略)

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動
(確定前)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,902,078 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.39%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	875,834 個	(買付け等後における株券等所有割合 未定)
対象者の総株主等の議決権の数	6,859,508 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在253,676個ですが、2010年2月18日に分配予定株式数の対象者株式の分配を受ける予定であるため、分配予定株式数に係る議決権の数を加えた数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である2010年3月3日までに調査の上、開示する予定です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(875,834株)の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2009年12月期(第16期)第3四半期報告書(2009年11月12日)に記載された2009年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行に係る新株予約権又は新株引受権の行使により発行又は移転される対象者株式についてもその対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を、上記四半期報告書に記載された2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数に係る議決権の数(6,859,598個)に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式(2009年10月1日以降本日までに新株予約権又は新株引受権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)に係る議決権の数(85,182個)を加えた6,944,780個として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(確定後)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,902,078 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.39%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	20,204 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.29%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	875,834 個	(買付け等後における株券等所有割合 40.29%)
対象者の総株主等の議決権の数	6,859,508 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数に基づき計算しております。なお、当該議決権の数には、株式会社ジュピターテレコム役員持株会における持分に相当する対象者株式169株に係る議決権の数169個(2010年1月末時点)が含まれております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(875,834株)の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2009年12月期（第16期）第3四半期報告書（2009年11月12日）に記載された2009年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行に係る新株予約権又は新株引受権の行使により発行又は移転される対象者株式についてもその対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数（6,859,598株）に係る議決権の数（6,859,598個）に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式（2009年10月1日以降本日までに新株予約権又は新株引受権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）に係る議決権の数（85,182個）を加えた6,944,780個として計算しております。
- (注4) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、特別関係者からの応募があった場合には特別関係者による応募株券等の全部の買付け等又はあん分比例による買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は40.29%を下回るようになります。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
(確定前)

本日現在、対象者より本公開買付けに対する意見は表明されておりませんが、当社としては、本プレスリリース公表後、対象者に本公開買付けの概要、背景及び実施する理由を説明のうえ、対象者からご賛同いただけるよう努めていく所存です。

(確定後)

対象者は2010年3月2日開催の対象者取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨決議しております。

なお、対象者の取締役のうち大澤善雄は当社の取締役を、中村仁は当社の執行役員をそれぞれ兼任しており、林正俊は当社の従業員であるため、いずれも利益相反回避の観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての審議及び決議に参加せず、対象者取締役の立場において当社との協議・交渉に参加していません。また、対象者の監査役4名のうち当社の従業員である長瀬仁は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることも差し控えております。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(訂正前)

(中略)

- ② KDDI株式会社（以下、「KDDI」といいます。）は、対象者への資本参加について、2010年1月25日及び2010年2月12日に以下の内容を公表しております。以下の内容の概要は、KDDIが公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i) 2010年1月25日のKDDIによる公表内容

KDDIが2010年1月25日に公表した「株式会社ジュピターテレコムへの資本参加について」によれば、KDDIは、2010年1月25日開催の同社取締役会において、LGIグループが保有する中間持株会社であるLiberty Global Japan II, LLC、Liberty Jupiter, Inc.及びLiberty Japan, Inc.の持分の全

てを、取得価格 3,617 億円で、2010 年 2 月中旬を目途に譲り受けることについて決議し、同日、LGIグループとの間で譲渡契約を締結し、これにより、KDDIは、LGIグループの対象者に対する出資関係（対象者株式の 2,592,511 株）を承継することになる結果、対象者はKDDIの関連会社となるとのことです。なお、KDDIが当該承継の結果、間接的に保有することとなる対象者株式 2,592,511 株は、株式所有割合 37.36%に相当します。

ii) 2010 年 2 月 12 日のKDDIによる公表内容

また、KDDIが 2010 年 2 月 12 日に公表した「(変更) 株式会社ジュピターテレコムへの資本参加について」によれば、上記 2010 年 1 月 25 日の公表後、金融庁からの指摘及び同庁との相談を踏まえ、LGIと協議した結果、取引ストラクチャーが変更されることとなり、LGIグループと 2010 年 1 月 25 日付けで締結した譲渡契約の内容の一部を修正する契約を締結することについて、2010 年 2 月 12 日のKDDIの取締役会において決議し、同日、LGIグループと同修正契約を締結したとのことです。具体的には、「Liberty Global, Inc. (以下「LGI」) グループが 2010 年 2 月 18 日に株式会社ジュピターテレコム (以下「J:COM」) の議決権ベースで 6.7%相当の株式を信託銀行に信託譲渡することに伴い、KDDI株式会社 (以下「KDDI」) は、2010 年 2 月 12 日の取締役会において、LGIグループと 2010 年 1 月 25 日付けで締結した譲渡契約の内容の一部を修正する契約を締結することについて決議し、本日LGIグループと修正契約を締結致しました。この結果、KDDIがLGIグループから承継する、LGIグループのJ:COMに対する出資関係は、J:COMの議決権ベースで 31.1%相当となります。なお、KDDIがLGIグループの保有する中間持株会社 3 社の持分全てを取得すること、その取得価格が 3,617 億円であること、及びJ:COMが当社の関連会社となることに変更はありません。本件取引は平成 22 年 2 月 19 日に実行される予定です。」とのことです。

(訂正後)

(中略)

②2010年2月18日に対象者より対象者の親会社の異動及び主要株主の異動に関する臨時報告書が提出されています。その概要は以下のとおりです。

・親会社の異動

(i) 当該異動に係る親会社の名称

- ・ LGI
- ・ スーパーメディア
- ・ Liberty Japan, Inc.
- ・ LGJ Holdings LLC
- ・ Liberty Global Japan, LLC
- ・ Liberty Media International Holdings, LLC
- ・ Liberty Programming Australia, Inc.

・ LGI International, Inc.

(ii) 当該異動の前後における対象者の親会社の所有に係る対象者の議決権の数及び対象者の総株主等の議決権に対する割合

・ LGI

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>4,240,913 個</u> <u>(4,240,913 個)</u>	<u>61.82%</u> <u>(61.82%)</u>
異動後	<u>2,592,511 個</u> <u>(2,592,511 個)</u>	<u>37.79%</u> <u>(37.79%)</u>

・ スーパーメディア

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>3,987,238 個</u> <u>(0 個)</u>	<u>58.12%</u> <u>(0.00%)</u>
異動後	<u>2,338,836 個</u> <u>(0 個)</u>	<u>34.09%</u> <u>(0.00%)</u>

・ Liberty Japan, Inc.

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>3,987,238 個</u> <u>(3,987,238 個)</u>	<u>58.12%</u> <u>(58.12%)</u>
異動後	<u>2,338,836 個</u> <u>(2,338,836 個)</u>	<u>34.09%</u> <u>(34.09%)</u>

・ LGJ Holdings LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>3,987,238 個</u> <u>(3,987,238 個)</u>	<u>58.12%</u> <u>(58.12%)</u>
異動後	<u>2,338,836 個</u> <u>(2,338,836 個)</u>	<u>34.09%</u> <u>(34.09%)</u>

・ Liberty Global Japan, LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>4,240,913 個</u> <u>(4,240,913 個)</u>	<u>61.82%</u> <u>(61.82%)</u>
異動後	<u>2,592,511 個</u> <u>(2,592,511 個)</u>	<u>37.79%</u> <u>(37.79%)</u>

・ Liberty Media International Holdings, LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>4,240,913 個</u> <u>(4,240,913 個)</u>	<u>61.82%</u> <u>(61.82%)</u>
異動後	<u>2,592,511 個</u> <u>(2,592,511 個)</u>	<u>37.79%</u> <u>(37.79%)</u>

・ Liberty Programming Australia, Inc

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	<u>4,240,913 個</u> <u>(4,240,913 個)</u>	<u>61.82%</u> <u>(61.82%)</u>
異動後	<u>2,592,511 個</u> <u>(2,592,511 個)</u>	<u>37.79%</u> <u>(37.79%)</u>

・ LGI International, Inc

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,240,913 個 (4,240,913 個)	61.82% (61.82%)
異動後	2,592,511 個 (2,592,511 個)	37.79% (37.79%)

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、総株主等の議決権 6,860,110 個 (2009 年 12 月 31 日現在) を基に算出しております。

(注2) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注3) () 内は間接保有分を外数で表示しております。

(iii) 当該異動の年月日

2010 年 2 月 18 日

(iv) 当該異動の理由

LGI、Liberty Japan, Inc.、Liberty Jupiter, Inc. と公開買付者がスーパーメディアを通じた提携関係を解消したことにより、2010 年 2 月 18 日、スーパーメディアの保有する対象者株式 1,648,402 株が公開買付者に払い戻されました。この払い戻しにより、親会社であった (i) 記載の会社は、総株主等の議決権数の過半数を所有しないこととなるため、対象者の親会社に該当しないこととなりました。

・ 主要株主の異動

(i) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

公開買付者

(ii) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	253,676 個	3.70%
異動後	1,902,078 個	27.73%

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、総株主等の議決権 6,860,110 個 (2009 年 12 月 31 日現在) を基に算出しております。

(注2) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(iii) 当該異動の年月日

2010 年 2 月 18 日

③対象者は2010年2月18日付で「親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 当該異動に係るその他の関係会社の氏名又は名称

(a) その他の関係会社となった会社

・ KDDI

(b) その他の関係会社でなくなった会社

・ LGI

・ LGJ Holdings LLC

・ Liberty Global Japan, LLC

・ Liberty Media International Holdings, LLC

・ Liberty Programming Australia, Inc.

・ LGI International, Inc.

(注) 以上のその他の関係会社でなくなった会社のうち、LGI以外の5社については、いずれもLGIの完全子会社であって実質の事業を行っていない中間持株会社であるため、(ii)において記載を省略しております。

(ii) 当該異動の前後におけるその他の関係会社の所有する議決権の数及び所有割合

・ KDDI

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前	二	0 個 (0%)	0 個 (0%)	0 個 (0%)
異動後	その他の関係会社	0 個 (0%)	2,133,797個 (31.1%)	2,133,797個 (31.1%)

・ LGI

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前	その他の関係会社	0 個 (0%)	2,592,511個 (37.8%)	2,592,511個 (37.8%)
異動後	二	0 個 (0%)	0 個 (0%)	0 個 (0%)

(※1) 対象者の2009年12月31日現在の発行済株式総数は6,940,110株となっております。

(※2) 上記発行済株式総数から、自己株式数を控除した株式数は6,860,110株となっております。

(※3) 議決権所有割合は、小数点以下第二位を四捨五入しています。

(iii) 当該異動の年月日

2010年2月19日

(iv) 当該異動の理由

KDDIは、KDDIがLGIグループとの間で、LGIグループが保有する、直接又はスーパーメディアを通じて間接に対象者株式を保有する3社（Liberty Global Japan II, LLC、Liberty Jupiter, Inc.及びLiberty Japan, Inc.）の持分の全てを譲り受けること（以下、「本譲渡」といいます。）について譲渡契約を締結した旨を2010年1月25日付で公表し、その後、当該譲渡契約の修正契約を締結した旨を同年2月12日付で公表していましたが、対象者は、2010年2月18日に、KDDIから、当該修正契約による修正後の譲渡契約に従って同年2月19日に本譲渡が実行されるとの連絡を受けました。

上記公表によれば、対象者の議決権の3.7%を保有するLiberty Global Japan II, LLCは議決権の2.2%に相当する対象者株式を、対象者の議決権の34.1%を保有するスーパーメディアは議決権の4.5%に相当する対象者株式を、それぞれ信託銀行へ信託譲渡した後に、本譲渡を実行し、信託譲渡される当社株式6.7%についてはLiberty Global Japan II, LLC及びスーパーメディアは議決権を行使することはできないとのことです。

本譲渡が実行された場合、KDDIは、Liberty Global Japan II, LLCが保有する1.5%の議決権及びスーパーメディアが保有する29.6%の議決権の合計31.1%を間接的に保有することになり、対象者の「その他の関係会社」に該当することとなります。同時に、本譲渡が実行された時点で、LGI等は、対象者の「その他の関係会社」に該当しないこととなります。

④スーパーメディア、公開買付者、Liberty Global Japan II, LLC及び対象者は、2010年2月22日付（報告義務発生日2010年2月18日）で、連名により大量保有報告書の変更報告書No.8（以下、「本変更報告書」といいます。）を提出しております。

本変更報告書によれば、スーパーメディアは、公開買付者に対する対象者株式1,648,402株の分配の後、みずほ信託銀行株式会社（以下、「みずほ信託銀行」といいます。）に対して、2010年2月18日をもって、その保有する対象者株式のうち305,810株を有価証券処分信託として信託譲渡しているとのことです。

また、Liberty Global Japan II, LLCは、みずほ信託銀行を受託者として、2010年2月18日付有価証券管理信託契約を締結し、対象者株式152,904株を信託譲渡し管理信託に付しているところ、管理信託に付した対象者株式に関して、Liberty Global Japan II, LLCは、議決権その他の権利を行使又は指図する権限を有さず、投資をするのに必要な権限又は指図をする権限を有していないとのことです。また、同契約では、(1) 公開買付規制及びその趣旨に反しないことを確認した場合にのみ（一部）解約の申し出ができること、(2) 当該申し出があった場合には、受託者がやむを得ない事情によるものと認めたとき又はこの信託の趣旨から合理的であると認めるときに限り受託者が信託元本の一部又は全部の解約に応じ、信託株式をその限度でのみ返還することがあること等が規定されているとのことです。

その他、本変更報告書提出日現在における提出者の保有株券等の数及び株券等保有割合については、以下のとおり報告されております。

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株券等の数	株券等保有割合(%)
スーパー・メディア・ジャパン・エ ルピー	12300 Liberty Boulevard, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.	2,033,026	29.29
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,902,078	27.40
Liberty Global Japan II, LLC	12300 Liberty Boulevard, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.	253,675	3.65

株式会社ジュピターテレコム	東京都港区芝大門1丁目1番30号	80,000	1.15
---------------	------------------	--------	------

(注) 本変更報告書において、株券等保有割合は、対象者の2010年1月31日現在の発行済株式総数を基に算出しております。

⑤対象者は2010年2月25日付で「取締役等に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、2010年2月25日の対象者取締役会において対象者の取締役、監査役及び執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の募集を行うことを決定したとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i) 株式会社ジュピターテレコム 2010年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）

a) 募集を行う理由

対象者の取締役及び執行役員（計12名）に中期的なインセンティブを付与することにより、中期的な会社業績や株価の向上を図ること等を目的とします。なお、かかる新株予約権は、取締役又は執行役員の地位を退任した場合等の所定の行使条件を満たした場合に限り、所定の条件に従って行使することができるものです。

b) 募集新株予約権の総数

590個

c) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は1株とします（総数590株）。

d) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

e) 募集新株予約権を行使することができる期間

2010年3月16日から2018年2月28日まで

f) 募集新株予約権を割り当てる日

2010年3月15日

g) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2010年3月15日

ii) 株式会社ジュピターテレコム 2010年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）

a) 募集を行う理由

対象者の取締役及び監査役（計7名）に長期的なインセンティブを付与することにより、長期的な会社業績や株価の向上を図ること等を目的とします。なお、かかる新株予約権は、取締役又は監査役の地位を退任した場合等の所定の行使条件を満たした場合に限り、所定の条件に従って行使することができるものです。

b) 募集新株予約権の総数

378個

c) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は1株とします（総数378株）。

d) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

e) 募集新株予約権を行使することができる期間

2010 年 3 月 16 日から 2030 年 2 月 28 日まで

f) 募集新株予約権を割り当てる日

2010 年 3 月 15 日

g) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2010 年 3 月 15 日

⑥対象者は2010年2月25日付で「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

スーパーメディアは、2010 年 2 月 18 日に、公開買付者に対し、対象者株式 1,648,402 株の払戻しを行いました。対象者は、2010 年 2 月 24 日に、スーパーメディアより、会社法 124 条 4 項に従い対象者取締役会決議により公開買付者を 2010 年 3 月 25 日開催予定の対象者の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる者として定めるよう要請を受けました。

対象者は、2010 年 2 月 25 日開催の対象者取締役会において、上記要請に従い、基準日後の株主である公開買付者に対し、本定時株主総会における当該株式に係る議決権を付与することを決議いたしました。

⑦対象者は2010年2月25日付で「役員の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、2010年2月25日開催の対象者取締役会において、役員の異動につき、本定時株主総会に付議することを決議したとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i) 新任取締役及び新任監査役候補（2010 年 3 月 25 日付）

- ・取締役 御子神 大介（現 公開買付者 ケーブルテレビ事業部長）
- ・取締役 両角 寛文（現 KDDI 取締役執行役員専務 総務・人事本部担当、経営戦略担当）
- ・取締役 高橋 誠（現 KDDI 取締役執行役員常務 コンシューマ商品統括本部長）
- ・取締役 大山 俊介（現 KDDI 執行役員 経営企画室長 兼 海外戦略部長）
- ・監査役 伊藤 聡（現 対象者 上席執行役員 人事・管理・情報システム部門担当）
- ・監査役 渋谷 年史（現 公開買付者 理事 米国住友商事会社 北米住友商事グループCAO）
- ・監査役 高木 憲一郎（現 KDDI 経営管理本部長）

ii) 退任予定取締役及び監査役（2010 年 3 月 25 日付）

- ・取締役 福田 峰夫
- ・取締役 西村 泰重
- ・取締役 マーク・ルーイス

- ・取締役 中村 仁
- ・取締役 ミランダ・カーチス
- ・取締役 グラハム・ホリス
- ・監査役 青木 二仁
- ・監査役 ジョン・サンドバル
- ・監査役 マイケル・エリクソン
- ・監査役 長瀬 仁

iii) 本定時株主総会に付議する取締役候補者（参考）

現任の取締役13名全員は本定時株主総会終了をもって任期満了となります。本定時株主総会に付議する取締役候補者11名は以下のとおりです。

- ・取締役 森泉 知行（再任）
- ・取締役 青木 智也（再任）
- ・取締役 山口 舜三（再任）
- ・取締役 加藤 徹（再任）
- ・取締役 松本 正幸（再任）
- ・取締役 大澤 善雄（再任）
- ・取締役 林 正俊（再任）
- ・取締役 御子神 大介（新任）
- ・取締役 両角 寛文（新任）
- ・取締役 高橋 誠（新任）
- ・取締役 大山 俊介（新任）

iv) 本定時株主総会に付議する監査役候補者（参考）

現任の監査役4名全員は、本定時株主総会終了をもって辞任します。本定時株主総会に付議する監査役候補者3名は以下のとおりです。

- ・監査役 伊藤 聰（新任）
- ・監査役 渋谷 年史（新任）
- ・監査役 高木 憲一郎（新任）

⑧対象者は2010年2月26日付で代表取締役の異動に関する臨時報告書を提出しております。当該臨時報告書によれば、対象者は、2010年2月25日開催の対象者取締役会において、代表取締役の退任について決議したとのことです。その概要は以下のとおりです。

・退任する代表取締役

氏名	役名	職名	生年月日	異動の年月日	所有株式数
福田 峰夫	取締役副社長 代表取締役	社長補佐	1951年11月4日生	2010年3月25日	86株

(注)「所有株式数」欄は、2010年2月26日現在における所有株式数を記載しております。

⑨対象者は2010年3月2日付で「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

対象者は、2010年2月24日に、スーパーメディアより、2010年2月18日に対象者株式305,810株がスーパーメディアからみずほ信託銀行に対して信託され、同日みずほ信託銀行から資産管理サービス信託銀行株式会社（以下、「資産管理サービス信託銀行」といいます。）に対して再信託された旨の連絡を受けるとともに、会社法124条4項に従い対象者取締役会決議により資産管理サービス信託銀行を本定時株主総会において当該株式に係る議決権を行使することができる者として定めるよう要請を受けました。

また、対象者は、2010年2月24日に、KDDIインターナショナル・ホールディングス・エルエルシー（2010年2月26日にLiberty Global Japan II, LLCよりKDDIインターナショナル・ホールディングス・エルエルシーに名称を変更しております。以下、「KDDIインターナショナル」といいます。）より、2010年2月18日に対象者株式152,904株がKDDIインターナショナルからみずほ信託銀行に対して信託された旨の連絡を受けるとともに、会社法124条4項に従い対象者取締役会決議によりみずほ信託銀行を本定時株主総会において当該株式に係る議決権を行使することができる者として定めるよう要請を受けました。

対象者は、2010年3月2日開催の対象者取締役会において、上記各要請に従い、基準日後の株主である資産管理サービス信託銀行に本定時株主総会における上記対象者株式305,810株に係る議決権を付与すること及びみずほ信託銀行に本定時株主総会における上記対象者株式152,904株に係る議決権を付与することを決議いたしました。

以 上